

**【参考】強度行動障がい支援者養成研修に係る加算等の要件について**

☞研修修了を要件の一つとする加算とその算定要件の主なものをまとめましたので、受講にあたっての参考としてください。概要のみで経過措置やQ&A等を踏まえた詳細の記載ではありませんので、実際の加算の算定にあたっては必ず厚生労働省令・告示・通知・Q&A等を確認の上、届出は事業所を所管する各総合支庁（Xは各市町村）に行なってください。

**I 施設入所支援 [重度障害者支援加算（Ⅱ）（報酬告示<sup>注1</sup> 第9の3のロおよび注4）]**

**II 生活介護<sup>注2</sup> [重度障害者支援加算（報酬告示 第6の7の2）]**

【実践研修修了者<sup>注3</sup>】を配置し体制を整えている旨届出し、支援計画シート等を作成している



7 単位/日（※1）

※1 強度行動障がいを有する者<sup>注4</sup>が入所（利用）していない場合は、算定しない。

【実践研修修了者】の作成した支援計画シート等に基づき、【基礎研修修了者】が強度行動障がいを有する者に対して、夜間に（生活介護の場合は日中に）個別の支援を行う（※2）



180 単位/日（※3）

※2 指定障害者支援施設基準（指定障害福祉サービス基準）に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置しなければならない。

※3 当該基礎研修修了者1人につき、利用者5人まで算定できる。

**III 短期入所 [重度障害者支援加算（報酬告示 第7の3）]**

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供する



50 単位/日（※4）

+

【基礎研修修了者】が、強度行動障がいを有する者に対し支援を行う



10 単位/日を加算

※4 医療型においては算定しない。

**IV 共同生活援助 [重度障害者支援加算（報酬告示 第15の1の6）]**

重度障害者等包括支援の対象となる利用者が1人以上いる

生活支援員を加配している

サービス管理責任者又は生活支援員のうち、1人以上が【実践研修修了者】又は喀痰吸引等研修（第1号または第2号）修了者

【実践研修修了者】を配置し、かつ行動障がいを有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成する

生活支援員のうち20%以上が【基礎研修修了者】又は喀痰吸引等研修（第1号または第2号または第3号）修了者

全てを満たし、その旨届出  
360 単位/日  
（※5）

※5 事業所の重度障害者等包括支援の対象となる利用者についてのみ算定する。

## V 宿泊型自立訓練、共同生活援助

[強度行動障害者地域移行特別加算（報酬告示 第11の5の11、第15の6の3）]

「施設要件」に該当する事業所において、「対象者」に個別支援計画に基づき地域生活に必要な相談援助や個別支援等を実施



300 単位/日

「施設要件」次のいずれにも該当する事業所

- ①サービス管理責任者または生活支援員のうち、【実践研修修了者】を1以上配置
- ②生活支援員のうち、【基礎研修修了者】の割合が100分の20以上

「対象者」 強度行動障害を有する者であって、指定障害者入所施設等に1年以上入所していたもののうち、退所してから1年以内の障害者

## VI 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

[重度障害児支援加算（強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い）

（入所報酬告示<sup>注5</sup> 第1の1の注5の2、第2の1の注4の2）]

重度障害児支援加算の算定施設で【実践研修修了者】を配置し、【実践研修修了者】が作成した支援計画シートに基づき【基礎研修修了者】が行動障害を有する障がい児<sup>注6</sup>に対して支援



11 単位/日

## VII 福祉型障害児入所施設[強度行動障害児特別支援加算（入所報酬告示 第1の1の注7）]

別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成24厚労告269号第14号）に適合するものとして届け出た施設で、

【実践研修修了者】が作成した支援計画シートに基づき【基礎研修修了者】が強度の行動障がい<sup>注7</sup>を有する児童<sup>注7</sup>に支援



781 単位/日

## VIII 児童発達支援、放課後等デイサービス [児童指導員等配置加算（通所報酬告示<sup>注8</sup> 第1の1の注2の2、第3の1の注3および4）、児童指導員等加配加算（通所報酬告示

第1の1の注8および9、第3の1の注8および9）]

### i 児童指導員等配置加算

障害児通所支援給付費の算定に必要な従業者の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士または【基礎研修修了者】



その旨届出

利用定員に応じた  
単位数/日

### ii 児童指導員等加配加算<sup>※6</sup>

人員配置基準上で必要となる員数に加え、理学療法士等、児童指導員等またはその他の従業者を1人以上（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所以外で、児童指導員配置加算を算定している事業所<sup>注8</sup>においては、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）配置



その旨届出

利用定員に  
応じた単位  
数/日

児童指導員等…児童指導員又は【基礎研修修了者】

※6 一定の基準を満たす事業所が児童指導員等加配加算により評価した職員に加えて1人以上配置した場合には、児童指導員等加配加算（Ⅱ）を取得可能。

## Ⅸ 児童発達支援、放課後等デイサービス

### [強度行動障害児支援加算（通所報酬告示 第1の9の2、第3の7の2）]

強度の行動障害を有する児童<sup>注9</sup>に対し、【基礎研修修了者】が支援



155 単位/日

## Ⅹ 計画相談支援、障害児相談支援

### [行動障害支援体制加算（計画相談支援報酬告示<sup>注1011</sup>、障害児相談支援告示<sup>注1110</sup>）]

【実践研修を修了】した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されている旨市町村に届け出



35 単位/月

注1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

注2 障害者支援施設において行う生活介護を除く。

注3 行動援護従業者養成研修修了者も含む

注4 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表第2に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の割合）である者。

注5 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）

注6 福祉型の場合、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童（入所報酬告示の留意事項通知第三の(1)④の2）  
 ア 主として知的障がい児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする者  
 イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定障害児入所施設にあっては、知的障がいを有するために、特別な保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者

注7 厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第270号・13）に適合する強度の行動障がいを有する児童

注8 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

注9 厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号・1の4）に適合する強度の行動障がいを有する児童

注10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）

注11 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）